

防府市図書館サービス振興基本計画

平成28年(2016年)3月

防府市教育委員会

はじめに

防府市では、平成20年7月1日から市立防府図書館の窓口業務を民間業者に委託し、その後も管理運営について調査研究を進めてきました。その結果、図書館の専門性、継続性及び蓄積性を保持するための人材育成体制を確保しサービスの更なる向上を図っていくためには、公益性を掲げ営利を目的としない公益法人を指定管理者とすることが適当であると判断し、平成28年4月1日から、公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者とする新たな管理運営体制を発足させます。

市は図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、適正なサービス体制を維持していくため、教育委員会の中に、図書館に係る諸計画や学校図書館との連携、図書館協議会の運営等、諸々の図書館行政を統轄的に所掌する図書館管理室を設け、司書資格を有する専門職員を配置することとしました。

この「防府市図書館サービス振興基本計画」は、平成18年9月に不易の図書館サービスの理念として制定した「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」（以下「目指す図書館像」という。）を踏襲、発展させることを旨とし、新たな体制が始まろうとする中で、図書館サービスの原点に立ち返り策定したもので、常に図書館サービスの基本と位置付けてきた「目指す図書館像」の理念を、具現化する指針を示しています。

最後に、本計画の策定にあたり、防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員の方々をはじめ、多くの市民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

防府市教育委員会

目次

第1章 防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
第2章 施策の方向と具体的な取組	3
1 誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館。	3
(1) 市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館。	3
(2) 老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる図書館。	6
(3) 図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館。	10
(4) 調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館。	14
2 地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館。	16
(1) 様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館。	16
(2) 学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館。	19
3 生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館。	21
(1) 様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館。	21
(2) 生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館。	21
4 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館。	24
(1) 地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館。	24
(2) 地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館。	25
(3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館。	25
5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館。	26

(1) 学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館。	26
(2) 他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館。	28
6 子どもたちの読書活動を進めていく図書館。	29
(1) 子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館。	29
(2) 子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。	31
7 障害者や高齢者に優しい図書館。	33
(1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館。	33
(2) 視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館。	34
(3) 障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。	34
第3章 計画の推進体制	36
1 推進体制の整備	36
2 計画の進行管理	36
3 財政上の措置	36
防府市図書館サービス振興基本計画体系図 推進体制図	
資料編	39
★ 防府図書館75年の歩み	40
★ 関係法令（●日本国憲法【抄】●図書館法●著作権法【抄】）	55
★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言 ●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）	62
★ パブリックコメントのまとめ	78
★ 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿	79

第1章 防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

公立図書館は、市民の調査・研究・学習活動のために、資料、情報、設備、機会等を整備し、提供する社会教育施設です。資料や情報の収集・整理（組織化）・保存・提供は、図書館サービスの根幹機能であり、図書館サービスを構成する主要な要素は、図書館資料・図書館施設・図書館職員・図書館利用者です。

これらの機能や要素を踏まえ、現代日本の公立図書館サービスの主要な原則である、無料、非営利、学ぶ権利、知る自由の保障、利用者の秘密の厳守、利用の機会均等、資料・情報提供の要求に可能な限り応えるサービスという基本に立脚し、本市ではこのたび、「防府市図書館サービス振興基本計画」を策定することとなりました。

平成28年4月1日から、公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者として運営開始するのを機に、改めて図書館サービスのあり方について、その原点から考えてみることにしたのが本計画です。管理体制がいかなる形であっても、不易の図書館サービスの理念として平成18年9月に制定した「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」（以下「目指す図書館像」という。）を踏襲、発展させることを旨として、本計画を策定することとしました。

2 計画の理念

日本国憲法は、民主主義国家の必須条件である基本的人権の保障を掲げ、前文及び各条文により、全ての国民に、図書館利用の権利・読書の自由・知的自由・学ぶ権利等を保障しています。基本的人権を保障する日本国憲法の基本精神が、「図書館の自由」を保障しているのです。

「図書館の自由に関する宣言」(注1)は、日本国憲法に則り、その主文の中で、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。」「第1 図書館は資料収集の自由を有する」「第2 図書館は資料提供の自由を有する」「第3 図書館は利用者の秘密を守る」「第4 図書館はすべての検閲に反対する」「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る」と掲げ、各文においてそれぞれの具体的な事項を示しています。

国立国会図書館の設立理念とも言うべき「真理がわれらを自由にする」とい

(注1) 図書館の自由に関する宣言：図書館が国民の知る自由を守るために、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密の保護、検閲の反対について定めた宣言。1954年の全国図書館大会で採択され、1979年日本図書館協会総会において改訂案が採択された。

う言葉にも相通ずる「図書館の自由に関する宣言」の主文は、市民の知の宝庫たる公共財を目指す公立図書館の拠り所となるものです。

当館では、普通の「真理」と「図書館の自由」の精神を踏まえ、平成18年9月に「目指す図書館像」を制定しました。この中に掲げた図書館サービスに係る七つの主文と18の事柄を計画の基本理念として、本計画を策定することとしました。

3 計画の位置付け

「防府市図書館サービス振興基本計画」は、「目指す図書館像」の理念が、図書館の現場でどのように具現化しているかを検証し、それを踏まえたうえで更なるサービス向上のための施策を示そうとするものです。

「私たちの目指す図書館像 ー防府図書館の任務と目標ー」は、現在地に当館が移転して以来、常にサービスの基本と位置付け、掲げ続けてきた理念であり、今後もその精神が変わることはありません。この基本理念の一つ一つを改めてサービス計画という形で具体化し、サービスの向上を図ることとしました。

本計画は、日本国憲法や図書館法の精神を基本とし、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」などに則り、また《図書館の充実》を謳った「第四次防府市総合計画【防府まちづくりプラン2020】」（平成23年度～32年度）や、「防府市教育振興基本計画」（平成26年度～32年度）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）、児童への諸々のサービスを示した「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～31年度）、「第2次防府市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～31年度）など、市の諸計画を踏まえ、本市の図書館サービスを一層推進、拡充することを目指すものです。

多くの市民が日頃から図書館サービスに親しむことにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる生涯学習環境の整備、充実を施策に掲げます。

市民のための図書館サービスに関する取組を、行政と利用者が協働して実践し、本市の教育・文化の振興に寄与するために、本計画を策定するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

5 計画の対象

すべての図書館利用者

第2章 施策の方向と具体的な取組

「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」の理念のもとに

1 誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館。

(1) 市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館。

現状と課題

防府図書館が平成21年に立てた「図書館資料整備計画」では、資料購入のための年度当初予算の目標額を、図書（視聴覚資料を含む）購入費については27,400千円、新聞・雑誌等（法令追録等を含む）購入費は4,148千円とし、平成27年度に目標達成を図りたいとするものでした。この目標額は、当時の人口10万人から15万人の都市102市区の図書館資料費決算額全国平均（2007年度統計『'09図書館年鑑』より）の31,520千円（新聞・雑誌等を含む）を基準として立てたものです。しかしながら、平成27年度の一般財源当初予算は、図書購入費が23,000千円、新聞・雑誌等購入費は4,148千円となっており、未だ目標額には達していません。

今後、この目標額の達成とともに、新たな課題解決型サービスの展開や電子書籍（注1）への対応など、社会や時代のニーズに対してより迅速に適応できる資料提供サービスの展開が求められます。

平成27年3月31日現在の、分類別の図書受入及び蔵書冊数は以下の通りです。

(注1) 電子書籍：編集から出版までをコンピュータで管理し、CD-ROMやコンピュータ可読ファイルで出版・配布する書籍。利用者はパソコンなどを使用してディスプレイに表示したり、必要な部分だけをプリントアウトすることができる。

分類別		25年度末 冊数	受入冊数		除籍等 冊数	26年度 増加冊数	現在 蔵書冊数
			購入	寄贈他			
一 般	0 総記	10,179	286	16	17	285	10,464
	1 哲学	14,666	398	38	72	364	15,030
	2 歴史	29,739	795	35	4	826	30,565
	3 社会科学	52,775	1,528	101	80	1,549	54,324
	4 自然科学	24,913	1,055	18	113	960	25,873
	5 技術	32,435	1,327	51	272	1,106	33,541
	6 産業	13,931	476	21	20	477	14,408
	7 芸術	24,806	891	18	285	624	25,430
	8 言語	6,965	138	7	11	134	7,099
	9 文学	96,422	2,405	184	293	2,296	98,718
	計	306,831	9,299	489	1,167	8,621	315,452
児 童	0 総記	1,188	46	1	0	47	1,235
	1 哲学	930	38	0	0	38	968
	2 歴史	4,197	150	8	0	158	4,355
	3 社会科学	3,343	124	1	0	125	3,468
	4 自然科学	6,398	257	15	0	272	6,670
	5 技術	2,383	169	4	0	173	2,556
	6 産業	1,385	70	2	0	72	1,457
	7 芸術	3,798	160	3	0	163	3,961
	8 言語	1,162	53	17	0	70	1,232
	9 文学	33,995	786	26	0	812	34,807
	絵本	30,684	1,189	17	0	1,206	31,890
	紙芝居	1,811	52	0	0	52	1,863
	計	91,274	3,094	94	0	3,188	94,462
○合計		398,105	12,393	583	1,167	11,809	409,914
郷 土	山口県	9,625	176	190	0	366	9,991
	防府市	8,726	36	223	0	259	8,985
○合計		18,351	212	413	0	625	18,976
外国語の図書		2,442	13	212	0	225	2,667
点字図書		291	1	5	0	6	297
◎総計		419,189	12,619	1,213	1,167	12,665	431,854

●AV資料受入点数

資料種別	25年度末 点数	受入点数		除籍点数	26年度 増加点数	現在 所蔵点数
		購入	寄贈他			
C D	6,554	100	5	459	-354	6,200
カセット	566	0	0	69	-69	497
LD・VHS	236	0	0	0	0	236
DVD	538	15	16	10	21	559
CD-ROM	91	0	2	0	2	93
合計	7,985	115	23	538	-400	7,585

●新聞・雑誌

△購入新聞等 — 19紙 △受贈新聞等 — 26紙

朝日新聞	読売新聞	毎日新聞	日本経済新聞
産経新聞	中国新聞	山口新聞	日刊スポーツ
日経産業新聞	日本農業新聞	朝日小学生新聞	The Japan Times
日経流通新聞	週刊読書人	週刊ST	ほうふ日報
防日新聞	官報	国会議事録	

△購入雑誌 — 303誌 △受贈雑誌 — 約130誌

施策の展開

図書館資料の質・量両面の充実を図るために、「図書館資料整備計画」の資料購入当初予算目標額の達成を目指します。

「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づき、時代や利用者のニーズに対応した図書や視聴覚資料等の質・量両面にわたる充実、整備に努めます。

雑誌・新聞のタイトル数については、購入及び受贈によりその維持に努め、幅広い分野の逐次刊行物の充実、整備を図ります。

また、課題解決型サービスや電子書籍に対応した資料収集に努めるとともに、利用者ニーズを反映するため、予約・リクエストサービス（注1）の充実を図ります。

主な取組

- ★ 課題解決型資料提供サービスの展開（ビジネス支援、行政支援、医療健康情報案内、生活情報案内、育児支援、共働き家庭支援など）
- ★ 資料のハイブリッド化（注2）（電子書籍の普及に伴う資料提供サービスの変化）への対応
- ★ 利用者ニーズを反映する予約・リクエストサービスの整備

（2）老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる図書館。

現状と課題

様々な世代や立場の利用者に、常に的確に対応できる図書館サービス体制の充実・整備が必要です。成人サービス・児童サービス（乳幼児サービスを含む）・ヤングアダルト（青少年）サービス（注3）など、それぞれの世代等によって異なる利用目的に適応できるサービスの展開が求められます。

（注1）予約・リクエストサービス：利用者から要求された資料は、その図書館での所蔵の有無に関係なく、図書館側の最善の努力によって一定期間内にすべて提供しようとするサービス。資料の提供は返却待ち、購入、他館からの借用のいずれかによって行われる。

（注2）資料のハイブリッド化：従来の紙の図書館資料に加え、電子資料も取り込みつつ、資料の提供をはじめ情報技術を利用してさまざまな電子的サービスを提供すること。

（注3）ヤングアダルト（青少年）サービス：中学生・高校生などティーン・エイジャーへの図書館サービス。児童室または児童コーナーとは別にヤングアダルト・コーナーを設けて独自の蔵書を構成し、貸出の他にブック・トーク、読書会、ミーティングなどを通して、地域社会の青少年交流の場を形成する。

また、ここ数年図書館利用者は漸減傾向にあることから、この傾向に歯止めをかけるとともに、潜在的な利用者の新規開拓を進める必要があります。そのための広報活動にも力を注がなければなりません。図書館の利用者増への取組は喫緊の課題です。

日常の地道で誠実な図書館サービスの積み重ねこそが広報活動の基本ですが、日々の生活の中での図書館の必要性を広く周知するためには、図書館からの積極的な情報発信・広報活動のあり方について考えていく必要があります。

また、誰もがいつでも安心して、楽しく利用できるよう、安全管理・危機管理体制を日常的に整備しておくことが必要です。

平成21年度から26年度までの図書館利用状況は、以下の通りです。

※入館者数

単位：人

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
304,510	303,758	290,502	291,348	279,257	264,046

※館外個人貸出者数

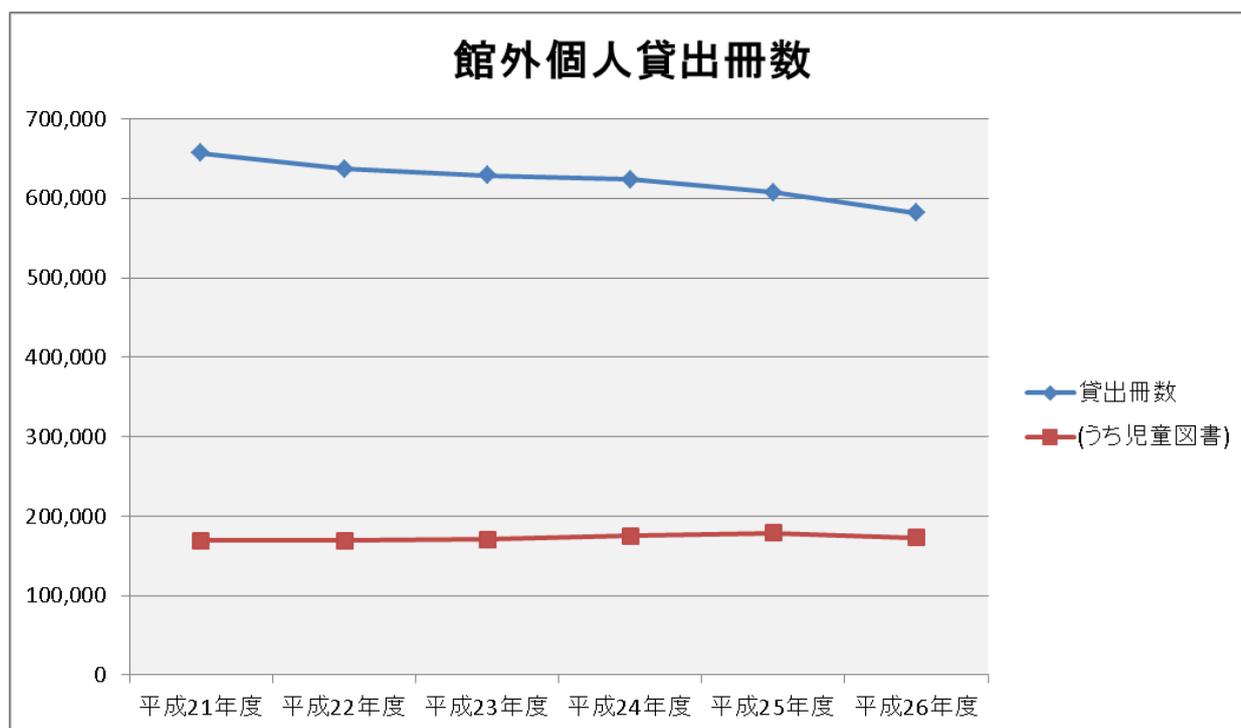
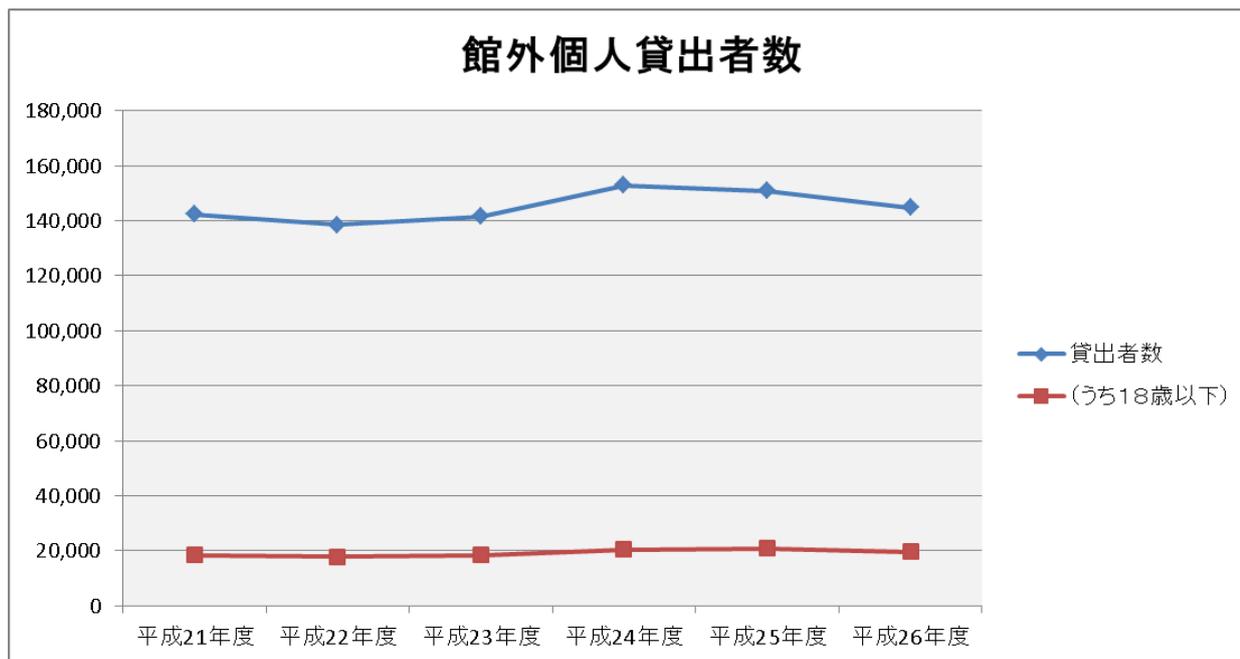
単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
66歳～	22,459	22,540	23,813	27,194	29,081	31,381
51歳～65歳	34,514	35,464	37,435	39,237	37,329	35,103
41歳～50歳	22,717	21,710	22,416	25,278	25,687	26,056
31歳～40歳	29,066	28,347	27,519	28,843	26,837	23,277
23歳～30歳	11,930	9,654	9,291	9,210	8,431	7,218
19歳～22歳	3,280	2,933	2,764	2,710	2,514	2,246
16歳～18歳（高校生他）	2,628	2,650	2,750	2,821	2,262	2,208
13歳～15歳（中学生）	3,335	3,093	3,278	2,864	2,900	2,521
7歳～12歳（小学生）	9,424	9,071	9,321	11,063	12,018	11,157
0歳～6歳（乳幼児）	3,036	3,078	2,973	3,625	3,656	3,586
合計	142,389	138,540	141,560	152,845	150,715	144,753
（13～18歳計）	5,963	5,743	6,028	5,685	5,162	4,789
（0～12歳計）	12,460	12,149	12,294	14,688	15,674	14,743

※館外個人貸出冊数

単位：冊

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出冊数	657,109	636,863	629,127	624,176	607,283	582,053
(うち児童図書)	169,409	169,334	170,728	174,786	178,742	172,927
※児童図書の割合	25.80%	26.60%	27.10%	28.00%	29.40%	29.70%



施策の展開

様々な世代や立場の利用者によって異なるニーズに的確に対応できるサービス体制の整備と、図書館利用教育の充実に努めます。

広く市民に図書館サービスの詳細を伝え理解を深めるため、また潜在的な新たな利用者の開拓をするため、更には行政機関内部への働きかけにより図書館事業への理解を深めるため、図書館からの情報発信活動の強化に努めます。

また、誰もがいつでも安心して楽しく利用できるよう、利用記録(読書履歴、複写履歴等)の秘密厳守と基本的人権やプライバシー保護の徹底に努めるとともに、日常的な安全管理・危機管理体制を整備します。

主な取組

- ★ 年齢別サービスの強化推進
- ★ 「ほうふ図書館だより」「としょかんこどもしんぶん」「新刊紹介」「図書館年報」等定期刊行物の内容充実
- ★ 「図書館利用案内」等のリーフレット(注1)、パンフレット(注2)、行事案内チラシ、ポスターなどの内容充実
- ★ ホームページの内容充実
- ★ 市広報「ほうふ」の活用推進
- ★ 報道資料作成による、マスコミ活用広報活動の展開
- ★ 図書館まつり、子ども読書フェスティバルの内容充実
- ★ 図書館利用マナーリーフレット等の作成
- ★ 利用記録(読書履歴、複写履歴等)の秘密厳守と基本的人権やプライバシー保護の徹底
- ★ 安全管理・危機管理体制の日常的整備と強化
- ★ 接遇コミュニケーション能力の高い図書館員の育成と研修(他人への思いやり、優しさ、親切、謙虚さ、明るさ、笑顔が態度で示せる職員の育成)

(注1) リーフレット(leaflet)：1枚の紙に印刷したチラシなど、2ページから4ページ程度(両面刷り)の小型の刊行物。各種の宣伝・案内用などとして用いられることが多い。

(注2) パンフレット(pamphlet)：一般に仮り綴じの小冊子を図書と区別して呼ぶ用語。ユネスコでは出版統計の必要から「表紙を除き5ページ以上48ページ未満の印刷された非定期刊行物」との基準を定めている。

(3) 図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館。

現状と課題

図書館から遠距離にある地域に居住する方も、近くに居住する方と同じように、図書館の資料を等しく直接手にすることができる全域サービスの環境づくりを目指して、平成23年11月から移動図書館車(注1)「わっしょい文庫」の運行を開始しました。

平成27年度後半現在、6コース35ステーションを、2週間に1回巡回しています。

現在必ずしも移動図書館車の利用が多いとは言えない状況の中で、今後、利用者数の増加を図るためには、定期的にステーションや運行コースの見直しをするとともに、様々な方法で移動図書館サービスについての周知をしていく必要があります。

移動図書館車「わっしょい文庫」の利用風景



市役所1号館玄関前



毛利氏庭園駐車場

平成26年度の「わっしょい文庫」の運行実績は以下の通りです。

- 移動図書館車「わっしょい文庫」1台。4トントラック改造【設計・施工：(株)イズミ車体製作所】。約3,500冊積載。開設ステーション34ヶ所。巡回日数153日

(注1) **移動図書館車**：図書館に直接来館しにくい遠隔地域等の利用者のために、図書館資料を積んで定められた場所(ステーション)に行き、貸出・返却・検索業務等を行う車輛。防府図書館の移動図書館車は、本館との同時交信システムを導入。公募により選ばれた愛称「わっしょい文庫」の名で親しまれている。

松崎・牟礼・富海・勝間コース（水曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
毛利氏庭園駐車場	178	574
牟礼公民館	112	540
富海公民館	91	246
富海小・中学校	156	798
スーパーはらだ	55	215
イオンタウン防府	157	829
合 計	749	3,202

右田コース（木曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
玉祖福祉センター・児童館	111	491
自由ヶ丘中央公園	123	628
市役所1号館玄関前	157	687
ユアーズバリュー右田店	144	735
笑顔ステーション・右田	65	226
J A上右田相談所	43	244
合 計	643	3,011

小野コース（金曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
鈴屋公会堂	157	784
久兼公会堂	16	59
中山遊園地	68	322
小野公民館	36	129
小野小学校	452	1,999
和字公会堂	35	131
真尾公会堂	45	193
合 計	809	3,617

植松・大道コース（水曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
コスパ防府	62	249
ふれあいステーションDAIDO	176	796
サン마트大道店	243	1,097
防府あかり園	271	993
切畑バス回転場	88	408
合 計	840	3,543

佐波・仁井令・西浦・中浦コース（木曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
宮市福祉センター・児童館	58	278
ユアーズバリュー仁井令店	104	481
J A 西浦支所	113	589
ファミリーマート防府西浦店	86	411
中浦バス回転場	79	386
合 計	440	2,145

華浦・新田・向島・中関・半田コース（金曜日）

ステーション名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
保健センター	105	600
マックスバリュ新田店	391	2,092
向島小学校	226	1,171
松田農園	18	100
アルク中関店	311	1,554
合 計	1,051	5,517

また、市内の公民館15ヶ所に設置している「地域文庫（注1）」や、団体貸出（「貸出文庫」（注2）「読書会文庫」（注3））についても、今後利用の促進を図っていく必要があります。

●地域文庫（平成26年度利用状況）

公民館に15ヶ所設置。各文庫200冊ずつ年4回配本。管理・運営については、「地域文庫管理者」の辞令を交付し、公民館長に委嘱。

館外個人貸出者数	693 人	館外個人貸出冊数	1,472 冊
----------	-------	----------	---------

●団体貸出（平成26年度利用状況）

区 分	貸出文庫	読書会文庫	計
団 体 数	90	3	93
貸出冊数	21,185	308	21,493
貸出回数	707	37	744

施策の展開

図書館から遠距離に居住する方、交通手段のない方等の、幅広い利用が推進できるよう、移動図書館車「わっしょい文庫」を効果的に運行し、市内全域サービスの充実に努めます。

市民からの要望にできる限り応えられるよう、半年に1回、ステーション等に関する見直しを行います。運行日程等については、ホームページや市広報その他により、周知を図ります。

(注1) **地域文庫**：15ヶ所の公民館（野島は漁村センター）に、市立図書館の図書を約200冊配置し、貸出等のサービスを行っている本市の制度。図書は、3ヶ月ごとに交換し、利用者のリクエストにも応じている。

(注2) **貸出文庫**：市内の団体が市立図書館の図書を最大40冊まで1ヶ月間借りることができる本市の制度。学校等の教育施設や各種公共施設、民間団体などに貸し出している。

(注3) **読書会文庫**：少人数のグループで、特定の作家や特定のテーマに関する同一の著作を読み、意見や感想を述べ合う学習活動のための図書を貸し出す本市の制度。通常は5冊乃至10冊程度のセット図書を貸し出している。

また、「地域文庫」、団体貸出(「貸出文庫」「読書会文庫」)等、その他の館外奉仕活動(アウトリーチサービス(注1))の充実と周知に努めます。

主な取組

- ★ 移動図書館車「わっしよい文庫」運行サービスの充実
- ★ 「地域文庫」、団体貸出(「貸出文庫」「読書会文庫」)の充実と周知

(4) 調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館。

現状と課題

図書館における中心的なサービスの一つである参考業務(レファレンスサービス(注2))について、その存在を殆ど知らない市民も少なくなく、参考業務の件数も必ずしも多くないのが現状です。このサービスについて、広く市民に周知するとともに、職員のレファレンス能力の向上を図ることが求められます。

●参考業務及び複写サービス件数(平成26年度)

(1)参考業務	535 件	(2)複写サービス	1,925 件
(内訳) 文書	3 件	(モノクロ 10,035 枚 カラー 96 枚)	
電話	12 件		
口頭	520 件		

施策の展開

利用者の求めに的確に対応した、レファレンスサービスなどの情報提供サービスの質的向上を図るため、職員の研修体制の強化に努めます。

(注1) アウトリーチサービス：図書館のサービスポイントから比較的遠い地域に住む人々、或いは何らかの理由で図書館を訪れることのできない人々のために、図書館の方から出向いて行う各種サービスの総称。

(注2) レファレンスサービス(reference service)：知識や情報を求めてくる利用者に対し、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法や参考資料を提供するサービス。現代の図書館の主軸をなす機能。参考業務とも言う。

行政各部署や他の諸機関とも連携を密にし、行政関係の資料・情報提供サービスの充実に努めるとともに、レフェラルサービス（注1）の強化に努めます。

また、読書案内（注2）・読書相談サービスを強化し、新着図書案内やテーマ（件名）別ブックリスト、パスファインダー（注3）の内容充実に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図るフロアワーク（注4）の強化にも努めます。

さらに、図書館コンピュータ・システムの効果的・効率的な運用による情報提供サービス、利用者開放インターネットサービスの整備に努めます。わけでも、Webサービス（注5）による蔵書検索、予約、貸出期間延長等を充実し、図書館利用の促進を図ります。

主な取組

- ★ レファレンスサービス充実のための職員研修の強化
- ★ レファレンス事例集の作成と公開
- ★ レフェラルサービスの強化
- ★ 読書案内・読書相談サービスの強化
- ★ 新着図書案内やテーマ（件名）別ブックリスト、パスファインダーの作成と内容充実
- ★ 利用者とのコミュニケーションを図るフロアワークの強化

（注1）**レフェラルサービス（referral service）**：図書館利用者が求める資料や情報が自館に無い場合、それを所蔵する機関（官庁諸機関、専門機関、各種団体など）へ問い合わせたり、利用者をそれらの機関へ案内・紹介するサービス。

（注2）**読書案内**：図書館の利用者が必要とする資料を的確に入手することができるよう、図書館員が相談に応じ援助するサービス。蔵書目録の整備、新着図書案内やテーマ別ブックリストの作成などが有効な手立てとなる。

（注3）**パスファインダー（pathfinder）**：利用者に対して、特定の主題に関する各種情報資源や探索方法を紹介・提供する初歩的なツール。通常、その図書館のコレクションやサービスをもとに作成される。

（注4）**フロアワーク（floor work）**：一般にはデスクワークに対する立ち仕事のことを指すが、図書館では図書館員がデスクやカウンターを離れ書架の間を巡り、利用者のために行う利用案内、読書案内、レファレンスサービス等を総称して言う。フロアサービスとも言う。

（注5）**Web サービス**：利用者が、自宅や勤務先から、インターネットを通じて図書館のホームページで資料検索や予約、貸出期間延長等ができるサービス。

- ★ 資料検索システム、Web 目録等の内容整備
- ★ カレントアウェアネスサービス（注1）の充実
- ★ 利用者開放インターネットサービスの整備

2 地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館。

（1）様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館。

現状と課題

平成3年に防府図書館開館50周年を記念して開始した「防府図書館まつり」は、平成27年度で25回目を数えました。

また、平成22年度までの「防府市子ども読書まつり」の内容を改め、平成23年度から開催している「防府市子ども読書フェスティバル」は、平成27年度で5回目を数えています。

いずれも、防府図書館と、市の関係部署・機関、ボランティアや民間団体とが連携・協働して実行委員会を立ち上げ、多くの市民の参加を得ている人気イベントです。

両イベントの、平成27年度の実施実績は以下の通りです。



平成27年度「防府市子ども読書フェスティバル」（鎌倉幸子さんによる講演）

（注1）カレントアウェアネスサービス（current awareness service）：現時点における最新情報を、オンライン情報検索システム等により検索し、利用者に提供するサービス。

●防府市子ども読書フェスティバル 5月31日（日） 10:00～15:00

催物	主催等	場所
講演会 「走れ！移動図書館 ～本でよりそう復興支援～」 講師 鎌倉 幸子 (公益社団法人シャンティ国際ボランティア会広報課長・東日本大震災図書館事業アドバイザー)	防府市立防府図書館	アスピラート リハーサル室
おはなし会 「うきうき！わくわく！！しぜんにからだが うごきだす ～みんなであそぼう part II ～ with にしのうらキッズ」	西浦幼稚園・西浦保育園 おはなしでんしゃ	〃
子ども読書活動・ 生涯学習活動紹介展示	防府友の会 防府図書館利用者・サークル連絡会 防府史談会 防府市読書グループ連絡協議会 防府市母親クラブ連絡協議会 布絵本「結う」	〃



平成27年度「防府市子ども読書フェスティバル」
(西浦幼稚園による「おはなし会」)

●防府図書館まつり 10月17日(土) 10:00~15:30

催物	主催等	場所
移動図書館車「わっしょい文庫」で 図書貸出サービス・読書相談・小 展示 「わっしょい文庫」で読み聞かせ 布絵本で遊ぼう	防府市立防府図書館 おはなしでんしゃ 布絵本「結う」	わっしょい広場
大井しげる笑文字コーナー		わっしょい広場
親子で手づくりを楽しもう！	おはなしでんしゃ 防府市母親クラブ連絡協議会	わっしょい広場
バザー	布絵本「結う」 西日本図書館学会山口県支部 防府市社会福祉事業団「防府市愛光園」 防府市母親クラブ連絡協議会 防府友の会	わっしょい広場
楽しいおやつづくり	防府友の会	フードスタジオ
図書館サークル活動等紹介展示	防府図書館短歌会、点訳青い鳥の会、 防府自由律俳句講座、こども自由律俳句 講座、西日本図書館学会山口県支部、 フォト・カプセル、防府市立防府図書館利 用者・サークル連絡会(サークレン)、子ど も読書活動推進ネットワーク・防府、防府 市母親クラブ連絡協議会、防府友の会、 学校図書ボランティアネット・防府、学校 図書館を考える会、防府図書館	研修室1、ロビー 付近(2階)
古本リサイクル市	防府図書館まつり実行委員会	研修室2、ロビー 付近(2階)

今後は、これらの行事がマンネリ化に陥ることなく常に活力に満ちた状況を維持できるよう、様々な世代の市民とともに、新たな協働事業の展開を図っていく必要があります。



平成27年度「防府図書館まつり」の風景

施策の展開

図書館事業への更なる市民参画の促進を図ります。防府市子ども読書フェスティバル・防府図書館まつり等の行事運営について、ボランティア等との協働を一層推進し、図書館事業への市民参画及びサービスの向上を図るとともに、新たな協働事業の展開を図ります。

主な取組

- ★ 防府市子ども読書フェスティバルの内容の充実
- ★ 防府図書館まつりの内容の充実
- ★ 新たな協働事業の展開

(2) 学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館。

現状と課題

様々な内容に取り組んでいる図書館ボランティアの活動支援のため、その機会や場所・設備・資料・情報の提供などを行っています。

平成14年度からは「おはなしボランティア養成講座」を開設し、毎年度4回シリーズで、様々な角度から知識や技能の習得ができるようなカリキュラムにより、継続的にボランティアの養成を図ってきました。

平成26年度から講座の名称を「図書館ボランティア養成講座」と改め、更に研修的要素を強調した内容にして、現役のボランティアのスキルアップも図

っています。

今後は、ボランティア同士が横断的な連携を図り、図書館サービスのあり方に対する共通理解やそれぞれの活動に対する相互理解を深めるための機会を設けることも必要になると思われます。

平成27年度の「図書館ボランティア養成講座」の実施状況は以下の通りです。

●第1回 子どもの育ちと学校図書館

講師：梅本恵（『ぱっちわーく』事務局長）

8月5日（水）10：00～12：00

●第2回 図書館ボランティアのための図書館サービス基礎知識

講師：森川信夫（防府市立防府図書館館長）

8月12日（水）10：00～12：00

●第3回 絵本の魅力と読み聞かせ PARTⅢ

講師：山本安彦（山陽小野田市立中央図書館館長）

8月19日（水）10：00～12：00

●第4回 色々な本との出会いを作るーブックトークと科学遊びー

講師：河井律子（元福岡県立図書館副館長・別府大学司書講習講師）

8月26日（水）13：30～15：30

施策の展開

図書館ボランティアの養成、研修等の事業を推進、拡大し、各種図書館ボランティアとの協働、住民参画型事業の展開に努めます。

ボランティアの横断的な連携を図るため、連絡会議等の開催による情報共有と相互理解の推進に努めます。

主な取組

- ★ 「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実、参加者の拡大
- ★ （仮称）「図書館ボランティア連絡会議」の開催

3 生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館。

(1) 様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館。

現状と課題

防府図書館では、桑山の図書館に新築移転した昭和56年頃から、市民と協働した集会文化活動を積極的に展開しており、生涯学習関連行事の開催回数や内容については、県内の図書館において屈指のものとすることができます。

今後、更にもその内容を充実させるため、市民の生涯学習・文化の発信拠点の一つとして、引き続き図書館行事を主催し、また学習グループ等と協働した活動を積極的に推進していくことが求められます。

施策の展開

資料・情報提供機能の実践活動への展開として、展示、講座、講習会、読書会、講演会、映写会、お話し会等の行事を主催、また学習グループ等と協働した活動を推進し、その充実に努めます。

更に、ホームページの内容充実、各種報道メディア等の活用を通し、それらの行事や活動の積極的な情報発信に努めます。

主な取組

- ★ 図書館資料展示の内容充実
- ★ 新たな図書館行事の開発
- ★ 学習グループ等と協働した活動の推進

(2) 生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館。

現状と課題

あらゆる分野にわたる種々の資料を有し、その場で即座に利用することのできる図書館は、質の高い集会文化活動を展開し、学習効果を上げるのに適した施設とすることができます。防府図書館は、数多くの生涯学習グループの学習拠点として活用されています。

しかしながら現在、これらの生涯学習グループの年齢構成が高齢化しつつあ

り、中には活動の衰退が懸念されるグループも見受けられます。活力のある生涯学習活動を、次世代に継承していくための方策を考えることが必要です。

平成26年度の図書館学習サークル等の活動実績は以下の通りです。(順不同)

- (1) 防府図書館短歌会 講師：南本みどり 毎月第3水曜日
- (2) 自由律句講座 講師：富永鳩山 毎月第3土曜日
- (3) 源氏物語を読む会 毎月第2土曜日 講師：加藤 宏文
- (4) 色いろおはなし工房&結う (パネルシアター・布絵本製作) 毎月第3月曜日
- (5) 青海波俳句会 (中国支部) 毎月第2土曜日
- (6) なかよしくらぶ (お話ボランティア) 毎月第1金曜日
- (7) あいの会 (音訳ボランティア) 不定期
- (8) なごみ句会 [俳誌『同人』句会] 毎月第2金曜日
- (9) さざなみ21 (朗読劇の勉強会) 毎月第2・4水曜日
- (10) 陽だまりの会 (ストーリーテリング (注1) の勉強会) 7月5日 (土)・10月4日 (土)・12月6日 (土)
- (11) 子どもの本を読む会 奇数月第4土曜日
- (12) おはなしグループ森のくまさん (お話ボランティア) 毎月第2・4土曜日
- (13) 文学セミナー 不定期
- (14) フォト・カプセル (写真サークル) 毎月第2日曜日
- (15) おはなしでんしゃ (お話ボランティア) 毎月第2・4水曜日
- (16) 万葉集講座 講師：吉村誠 毎月第2金曜日
- (17) 倭王の物語講座 (古事記中巻を読む) 講師：吉村誠 毎月第4金曜日
- (18) 防府史談会 (郷土史研究会) 不定期
- (19) 防府図書館利用者・サークル連絡会 毎月第4月曜日

(注1) ストーリーテリング (story telling) : 昔話や民話、本に書かれた物語などを暗記して、大人や子どもたちに語って聴かせること。「おはなし」の語り。

- (20) 子ども読書活動推進ネットワーク・防府 毎月第3金曜日
- (21) 防府市読書グループ連絡協議会（読書会・読書推進運動） 不定期
- (22) こども自由律句講座 講師：田中里美 毎月第3土曜日
- (23) 食ing（子どもの食生活と学校給食の学習会） 毎月第4月曜日
- (24) 翠の会（音訳図書製作） 不定期
- (25) 古文書を読む会 講師：柴原直樹 毎月第2土曜日
- (26) 読書会 講師：森川信夫 毎月第1火曜日
- (27) 防府歴史と考古学の会 講師：桑原邦彦 第4土曜日
- (28) 防府市母親クラブ連絡協議会（親子読書活動） 不定期
- (29) つれづれの会（エッセイや日記を楽しむ会） 第1水曜日（4、7、9、11月）、第2水曜日（5、1、3月）
- (30) 『絶望の国の幸福な若者たち』を読む会 講師：島添美葉子 毎月第2土曜日
- (31) 古典を味わう会「今昔物語集」 講師：森川信夫 毎月第4火曜日
- (32) スリンガーの会（子育て学習グループ） 不定期
- (33) 防府友の会（『婦人之友』家事・育児学習グループ・生活改善啓蒙活動） 不定期
- (34) 学校図書館を考える会・防府 毎月第3土曜日
- (35) 防府点訳青い鳥の会 不定期
- (36) 学校図書ボランティアネット・防府 不定期
- (37) こども読書フェスティバル実行委員会 不定期
- (38) 図書館まつり実行委員会 不定期

施策の展開

図書館資料を活用する生涯学習グループ等の奨励、育成、支援を行います。

市民の学習活動を援助するための社会教育施設として、自由な談話、グループ学習活動の場や機会、活動のための資料、施設、設備、用具などを提供し、自主的な学習グループ活動やコミュニティ活動を奨励し、積極的な支援に努めます。

主な取組

- ★ 生涯学習グループへの支援の強化
- ★ 新たな生涯学習グループ活動の奨励

4 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館。

(1) 地域（郷土）資料（注1）を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館。

現状と課題

地域（郷土）資料については積極的な収集・提供に努めていますが、情報不足等による収集漏れもあり、今後、それらを補充していく必要があります。

特に、個人の自費出版物、行政関係資料等については注意が必要で、確実な情報収集により、地域（郷土）資料の整備・充実に努めなければなりません。

また、郷土出身の文学者、研究者、芸術家、ジャーナリスト、実業家他の過去の著作物の収集漏れについては、古書情報なども活用して可能な限り収集することが、出身地の公立図書館の責務と考えられます。

施策の展開

市民ニーズと地域の特性を反映した資料構成（コレクション）を図るため、地域（郷土）資料、特に防府市関係資料の質・量両面にわたる充実に努め、他に誇れる特徴的なコレクション形成を目指します。

主な取組

- ★ 地域の特性を反映した資料構成（コレクション）のための積極的な地域（郷土）資料の収集
- ★ 地域行政関係資料の積極的な収集・整備
- ★ 郷土出身者の著作物の積極的な収集・整備

（注1）地域（郷土）資料：図書館が存在する地域における出版物、及び地域に関する歴史や文化、風土、状況等を知る上で有効な資料。

(2) 地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館。

現状と課題

戦前から行ってきた郷土史料刊行事業は、平成27年度の『西浦塩業組合終末期の定款と就業規則』で、第65集目を数えます。

連綿と継続してきたこの事業が、現在、地元研究者の高齢化や、史料選択の困難さのために、次第に継続の難しい状況を呈しつつあります。事業を継続していくためには、然るべき研究者と適切な史料の発掘が急務です。また、地域の歴史や文化に関する、職員研修の強化も必要となります。

平成26年度の郷土史料刊行事業では、防府史料第64集『佐波郡西浦村沿革史』（田中和夫・校訂）を出版し、ホームページにも掲載しています。

また、防府図書館の前身「三哲文庫」を市に寄贈した上山満之進の顕彰と、「三哲文庫」の事績の後世への継承も、引き続き行っていくことが望まれます。

施策の展開

防府史料の刊行継続と電子書籍化のための、地元研究者との連携、史料の発掘、職員研修の強化に努めます。

また、上山満之進を顕彰し三哲文庫の事績を後世へ継承するため、関連資料の収集、展示、種々の情報発信等を行います。

主な取組

- ★ 防府史料の刊行継続・電子書籍化のための、研究者との連携、史料の発掘、職員研修の強化
- ★ 上山満之進の顕彰と三哲文庫の事績の後世への継承

(3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館。

現状と課題

平成15年4月に大韓民国江原道春川市立図書館と資料交換協定を締結して以来、毎年ほぼ100冊程度の図書を相互に寄贈し合っています。

今後は、これらの図書交換を通じた友好親善と相互理解を更に深めるとともに、図書館サービスに関する情報交換も活発に行い、サービスの向上に資することが望まれます。

施策の展開

姉妹都市である韓国春川市の春川市立図書館との資料交換協定に基づき、韓国で発行された書籍の収集、充実に努めるとともに、図書館のサービス内容に関する相互の情報交換を活発に行います。

また、他の外国語の資料も積極的に収集し、国際理解を深めるための多文化サービス（注1）の整備に努めます。

主な取組

- ★ 春川市立図書館との交流の推進と資料コーナーの整備
- ★ 外国語のサイン、図書館利用案内等の整備
- ★ 外国語の図書、新聞、雑誌、音楽資料、映像資料等の収集・提供
- ★ 日本語・日本文化学習のための資料、情報、機会等の提供

5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館。

（1）学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館。

現状と課題

将来の市立図書館と市立小・中学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システム構築による資料の共有化・有効活用を目指し、平成24年度から26年度までに、すべての市立小・中学校27校（野島小・中学校を1校と数える）に学校図書館管理システムを導入しました。

市立図書館と小・中学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築については、市立図書館コンピュータ・システムの次期更新時（平成28年11月を予定）を目途に、図書の配送など物流システムも含めたシステムの構築が望まれます。

また、学校図書館が公共図書館利用の素地を養う場でもあることから、市立図書館と学校図書館とが、図書館運営に関して共通認識を持ち、協力体制を維持していくために、各小・中学校と市立図書館、教育委員会関係部署等による連絡会議を、平成24年度から開始しました。定期的な協議の実施が、学校図

（注1）多文化サービス：地域社会における民族的、言語的、文化的少数者に対して行う図書館サービスのこと。地域の外国人の必要とする資料を収集して提供するサービス等を言う。

書館の効果的で円滑な管理運営に成果をもたらすよう取り組む必要があります。

更に、将来設置が検討されている学校図書館支援センター（注1）と強固な連携を図り、学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システム構築や各小・中学校と市立図書館、教育委員会関係部署等による連絡会議等が、十分な機能を果たすよう、学校図書館支援事業の推進に努めなければなりません。

公民館等との連携については、市立図書館が公民館内に設置している地域文庫や、市立図書館から児童館へ貸し出す貸出文庫の内容の充実が求められます。

施策の展開

市立図書館と学校図書館とのネットワーク化を推進します。将来の市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システム構築による資料の共有化と有効活用、学校図書館支援体制の確立を目指し、その管理の適正化と、授業や子どもたちの学習活動等における利用の活性化を図ります。

また、小・中学校と市立図書館、教育委員会関係部署等による連絡会議については、定期的な協議の実施が、学校図書館の効果的で円滑な管理運営に成果をもたらすよう取り組みます。

更に、将来設置が検討されている学校図書館支援センターと強固な連携を図り、学校図書館支援事業の推進に努めます。学校司書の研修の機会や場の提供にも、積極的に取り組む必要があります。

公民館等との連携については、市立図書館が公民館内に設置している地域文庫や、市立図書館から児童館へ貸し出す貸出文庫の内容の充実に努めます。

主な取組

- ★ 学校図書館とのネットワーク・システムの構築（資料の共有化）
- ★ 学校教育活動、学校図書館への支援（資料・情報の提供等）・連携・協力
- ★ 将来設置が検討されている学校図書館支援センターとの連携強化
- ★ 学校司書の研修の機会や場の提供
- ★ 学校、児童館等への団体貸出（貸出文庫）、出張サービス（出前講座など）の充実
- ★ 公民館との連携強化による地域文庫サービスの内容充実

（注1）学校図書館支援センター：地域内の学校図書館の運営や活用、学校図書館間の連携などに対する支援を目的として、教育委員会事務局内または公立図書館内に設けられた機能。図書館ネットワーク・システム構築の際の要として機能する。

(2) 他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館。

現状と課題

利用者からの多種多様な要求に的確に応えるためには、自館のみの資料・情報では十分対応できないのが現状です。

単独では限界のある様々なサービスを補う手段として、他の図書館や美術館・博物館などとの相互協力を推進する必要があります。

国立国会図書館・県立図書館・他の市区町村立図書館、更には大学図書館・専門図書館等とも連携を強化することにより、多様な利用者の要求に応じていかなければなりません。

平成26年度の図書館相互貸借の実績は、以下の通りです。

●防府図書館相互貸借実績（平成26年度）

館名	貸出冊数	借用冊数
山口県立山口図書館	44	121
下関市立図書館(3館)	53	32
宇部市立図書館	51	39
山口市立図書館(6館)	45	49
萩市立図書館(3館)	126	179
下松市立図書館	60	20
岩国市立図書館(7館)	108	39
光市立図書館	40	13
長門市立図書館	80	32
柳井市立柳井図書館	35	5
美祢市立美祢図書館	27	8
周南市立図書館(4館)	131	157
山陽小野田市立図書館(2館)	82	28
周防大島町立図書館(4館)	128	11
和木町立図書館	6	0

田布施町立田布施図書館	15	2
平生町立平生図書館	20	2
県外の図書館(中国地方)	26	42
県外の図書館(その他)	21	11
山口大学	0	5
山口県立大学	0	1
合 計	1,098	796

施策の展開

利用者から求められた資料や情報は、原則として可能な限り提供するという、図書館サービスの基本的な考え方にに基づき、図書館ネットワーク(図書館間相互協力体制)の活用推進、また他機関との連携、MLA連携(博物館・美術館 Museum と図書館 Library、文書館 Archives との連携)の強化等に努めます。

こうした連携の強化により、資料相互貸借・レファレンス協力・レフェラルサービス・文献複写送付サービス等の推進と周知、資料収集・保存協力体制の確立を図ります。

主な取組

- ★ 資料相互貸借の推進と周知
- ★ レファレンス協力・レフェラルサービスの推進と周知
- ★ 文献複写送付サービスの推進と周知
- ★ 資料収集・保存協力体制の確立

6 子どもたちの読書活動を進めていく図書館。

(1) 子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館。

現状と課題

平成22年度から26年度までの5年間に実施した「防府市子ども読書活動推進計画」(第1次計画)において、移動図書館車の運行開始、市立図書館への児童用相談カウンターの設置、学校図書館管理システムの導入、学校図書館へ

の学校司書の配置、子ども読書フェスティバルの開催、図書館を使った調べる学習コンクールの開始など、数多くの事柄が実現の運びとなりました。

これらの成果を受けて、平成27年度から31年度までの「第2次防府市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

計画の確実な実施に向けて、市立図書館と子どもの読書活動に係るボランティアや民間団体、学校・保育園(所)、市の関係部署・機関等、関係者が一体となって建設的に計画を推進しなければなりません。

第2次計画においても、第1次計画と同様、年度ごとに実施目標等を設定し、計画に基づく施策や取組の実施状況を把握して、年度末に点検・評価をする必要があります。

子どもの読書活動推進に係る平成26年度の主な図書館主催事業は、以下の通りです。

●児童文学講演会（防府市子ども読書フェスティバル）

演題：「これも読む、あれも読む、たぶん読む、きっと読む

—読書について調べてみると—

講師：小田光宏（青山学院大学教授）

6月8日（日）10：30～12：00

●子ども図書館員 8月8日（金）・11日（月）13：30～16：00

参加者両日とも各9名

●防府市図書館を使った調べる学習コンクール（募集 8月1日～9月29日）

●資料展示 子どもカウンター横

うそつきの本 4月4日（金）～4月29日（火）

ちいさなどうぶつあつまれ 5月2日（金）～6月4日（水）

パパのよみきかせだいさくせん 6月6日（金）～7月2日（水）

夏！調べものに出かけよう！ 7月4日（金）～8月6日（水）

妖怪大集合 8月8日（金）～9月3日（水）

Let's 朝読 9月5日（金）～9月29日（月）

秋をみつけよう 10月4日（土）～11月5日（水）

あかちゃんと絵本で遊ぼう 11月7日（金）～12月3日（水）

心躍るクリスマス 12月5日（金）～12月28日（日）

星に親しもう	1月5日（月）～2月4日（水）
冒険・探検の話	2月6日（金）～3月2日（月）
イースター（復活祭）	3月7日（土）～4月1日（水）

施策の展開

「第2次防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動に係る各種事業を実施します。子どもの読書活動に係るボランティアや民間団体、学校・保育園(所)、市の関係部署等行政機関との連携強化を図り、子どもの読書活動を推進します。

また、「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、図書館資料を活用した学習活動の啓発を図ります。

これらの活動を効果的に推進し、児童サービスを向上させるために、職員の研修を強化します。

主な取組

- ★ 「第2次防府市子ども読書活動推進計画」中の市立図書館取組項目の推進
- ★ 市の関係部署等行政機関との連携強化
- ★ 「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」の実施
- ★ 児童サービス向上のための職員研修の強化

（2）子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。

現状と課題

現在「図書館ボランティア養成講座」では、従来からの「おはなしボランティア養成講座」の内容を改変し、ボランティアの知識・技能向上のための要素を大幅に加味した研修を実施しています。

また、子どもの読書活動推進に係る図書館ボランティアへの機会や場所・設備・資料・情報の提供など、積極的な活動支援を行っています。

今後も、講座の内容の更なる充実と、ボランティア活動の奨励・支援強化に努める必要があります。

平成26年度の、子どもの読書活動推進に係るボランティアサークル等の主

な活動実績は、以下の通りです。(順不同)

- 色いろおはなし工房&結う (パネルシアター・布絵本製作) 毎月第3月曜日
- なかよしくらぶ (お話ボランティア) 毎月第1金曜日
- 陽だまりの会 (ストーリーテリングの勉強会) 7月5日 (土)・10月4日 (土)・12月6日 (土)
- 子どもの本を読む会 奇数月第4土曜日
- おはなしグループ森のくまさん (お話ボランティア) 毎月第2・4土曜日
- おはなしでんしゃ (お話ボランティア) 毎月第2・4水曜日
- 子ども読書活動推進ネットワーク・防府 毎月第3金曜日
- こども自由律句講座 講師：田中里美 毎月第3土曜日
- 防府市母親クラブ連絡協議会 (親子読書活動) 不定期
- スリンガーの会 (子育て学習グループ) 不定期
- 防府友の会 (『婦人之友』学習グループ・生活改善啓蒙活動) 不定期
- 学校図書館を考える会・防府 毎月第3土曜日
- 学校図書ボランティアネット・防府 不定期
- 子ども読書フェスティバル実行委員会 不定期

施策の展開

「図書館ボランティア養成講座」の更なる内容の充実により、図書館ボランティアの養成、知識・技能向上のための研修強化に努めます。

また、「防府市子ども読書フェスティバル」や「防府図書館まつり」などの行事におけるボランティアとの協働を一層強化し、子どもの読書活動推進に係る図書館ボランティアへの機会や場所・設備・資料・情報の提供など、積極的な活動支援を行います。

主な取組

- ★ 「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実
- ★ 子どもの読書活動に係る図書館ボランティアへの支援強化

7 障害者や高齢者に優しい図書館。

(1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館。

現状と課題

日常生活の中で社会的に弱い立場にある障害者や高齢者が、いつでもどこでも読書に親しむことができる環境の整備を目指し、行政の障害者高齢者サービス担当部署やボランティアとも連携して、点字図書（注1）、大活字本（注2）、各種視聴覚資料、布絵本など、多様な資料の収集・提供に努めるとともに、移動図書館車「わっしょい文庫」で、高齢者施設などを訪問しています。

また、費用を図書館が負担して、障害者のための郵送貸出も実施しています。

今後も、障害者や高齢者の立場に立ったサービスの周知と推進を図り、読書環境の整備に努める必要があります。

施策の展開

障害者や高齢者が気軽に利用できる、点字図書、大活字本、各種視聴覚資料、布絵本、拡大読書器、拡大鏡等の整備・充実に努めます。

また、ボランティアや行政の障害者高齢者サービス担当部署、公民館、学校、点字図書館、社会福祉協議会等との連携を強化するとともに、移動図書館車等も活用して、障害者や高齢者のための読書環境整備に努めます。

こうした施策の周知と推進により、障害者や高齢者が読書活動を通じて交流を深め、生きがいや喜びを見出せるサービス環境の整備に努めます。さらに、障害者や高齢者へ配慮した図書館利用促進のための情報発信の展開を図ります。

主な取組

- ★ 点字図書、大活字本、各種視聴覚資料、布絵本、拡大読書器、拡大鏡等の整備・充実
- ★ 行政機関の広報担当部署、障害者高齢者サービス担当部署、点字図書館、社会福祉協議会等との連携協力による情報発信の強化

(注1) 点字図書：点字で書かれた図書。点字は表面が突起した点を紙に記し、その組み合わせによって音を表す文字。視覚障害者はこれを指先の触覚を利用して読み取る。

(注2) 大活字本：弱視者や高齢者用に、大きな活字で印刷された図書。

- ★ 手話によるサービス、筆談によるサービスの推進
- ★ 障害者用郵送貸出サービスの周知と推進

(2) 視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館。

現状と課題

視覚障害者や高齢者が、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、ボランティア等とも連携協力して、対面朗読、音訳図書製作・視覚障害者用郵送貸出などのサービスを行っています。今後も、こうしたサービス体制を更に強化していく必要があります。

視覚障害者用郵送貸出については、定期的に利用されていますが、利用頻度は必ずしも高くなく、今後ボランティア等との連携強化により、このサービスの周知と更なる利用の拡大に努める必要があります。

施策の展開

ボランティア等とも連携協力して、大活字本・音声資料等、視覚障害者や高齢者の使いやすい資料の収集・提供に努めるとともに、対面朗読や視覚障害者用郵送貸出などのサービスの周知と推進に努めます。

主な取組

- ★ ボランティア等と連携協力した点訳資料、音訳資料、布絵本等の製作
- ★ 対面朗読、視覚障害者用郵送貸出等のサービスの周知と推進

(3) 障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館。

現状と課題

図書館と、障害のある利用者のためのボランティアとが連携し、対面朗読、点訳図書製作、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを行っています。今後も、これらの業務に携わるボランティア活動を奨励するために、その機会・場

所・設備・資料・情報の提供などの活動支援を強化していく必要があります。

平成26年度の、障害のある利用者のためのボランティアサークル等の活動実績は、以下の通りです。(順不同)

- あいの会（音訳ボランティア）不定期
- さざなみ21（朗読劇の勉強会）毎月第2・4水曜日
- 陽だまりの会（ストーリーテリングの勉強会）7月5日（土）・10月4日（土）・12月6日（土）
- 翠の会（音訳図書の製作）不定期
- 防府点訳青い鳥の会 不定期

施策の展開

障害者のための図書館ボランティアの養成に努め、その活動を奨励・支援します。

主な取組

- ★ 障害のある利用者のためのボランティア活動への支援強化（機会・場所・設備・資料・情報の提供などの活動支援強化）

第3章 計画の推進体制

防府市図書館サービス振興基本計画に実効性を持たせるためには、学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、図書館利用者と、市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

1 推進体制の整備

学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、公募委員が一体となって、建設的な計画推進について助言します。

本計画の実施に当たっては、上記関係者で構成する「図書館協議会（注1）」と市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進していくこととします。

2 計画の進行管理

年度ごとに個々の事業目標等を設定し、計画に基づく施策や取組の実施状況について「図書館協議会」において点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を、毎年度報告書に取りまとめるとともに、市ホームページ上に掲載するなど広報活動に努め、市民との情報の共有を図ります。

3 財政上の措置

この基本計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

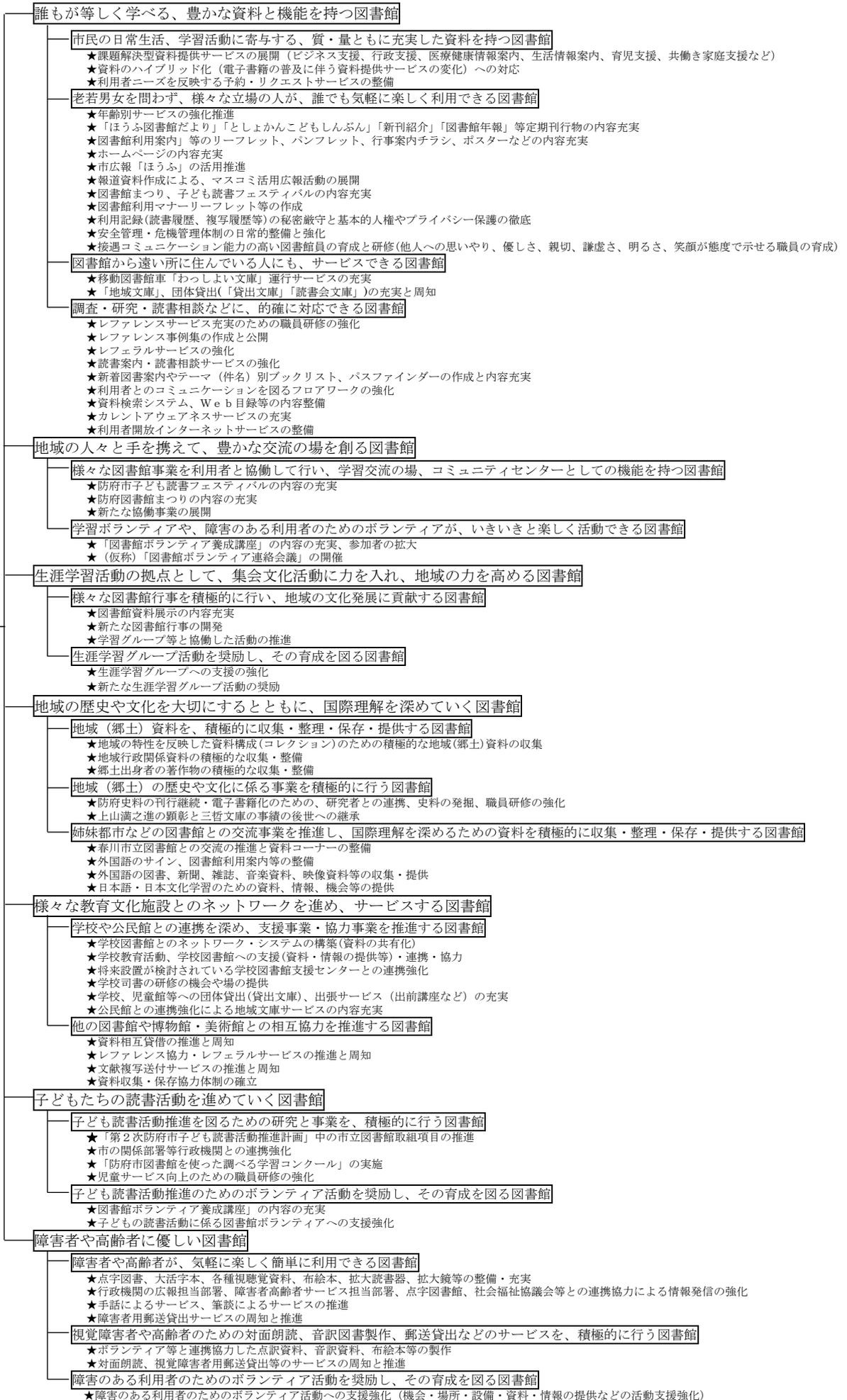
(注1) **図書館協議会**：公立図書館が、図書館法第14条に基づき、設置することができる機関。館長の諮問に応じたり、図書館の行うサービスに対して意見を具申するための機関。

防府市図書館サービス振興基本計画体系図

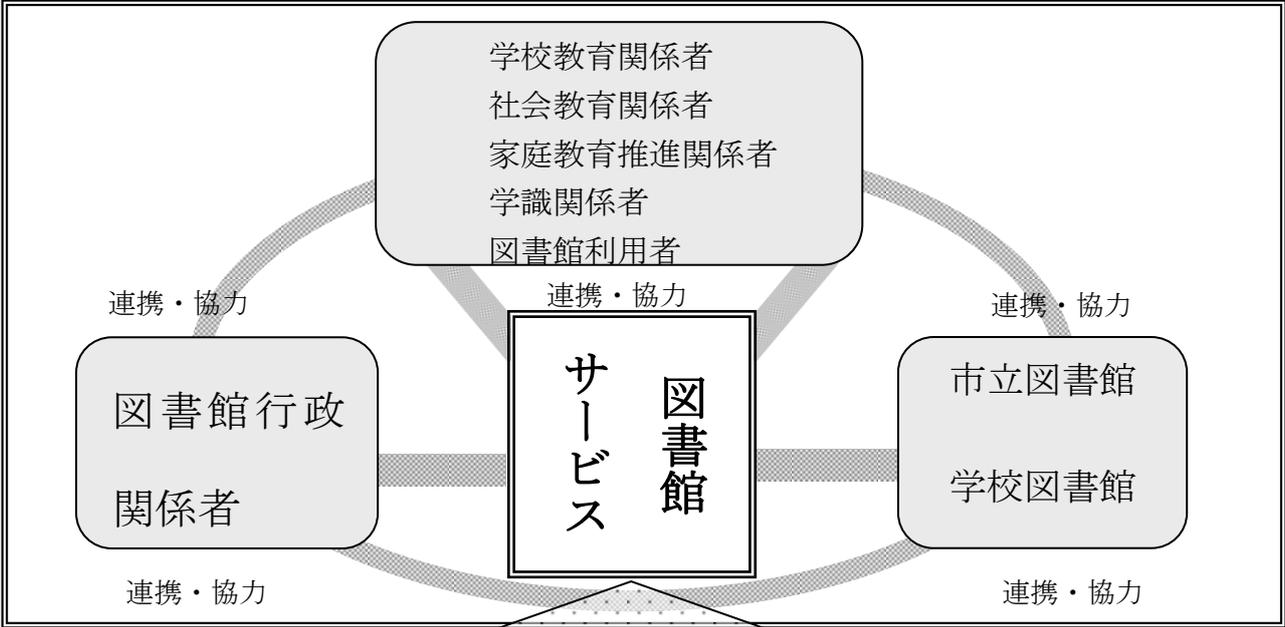
計画の推進体制

- ◎ 推進体制の整備
- ◎ 計画の進行管理
- ◎ 財政上の措置

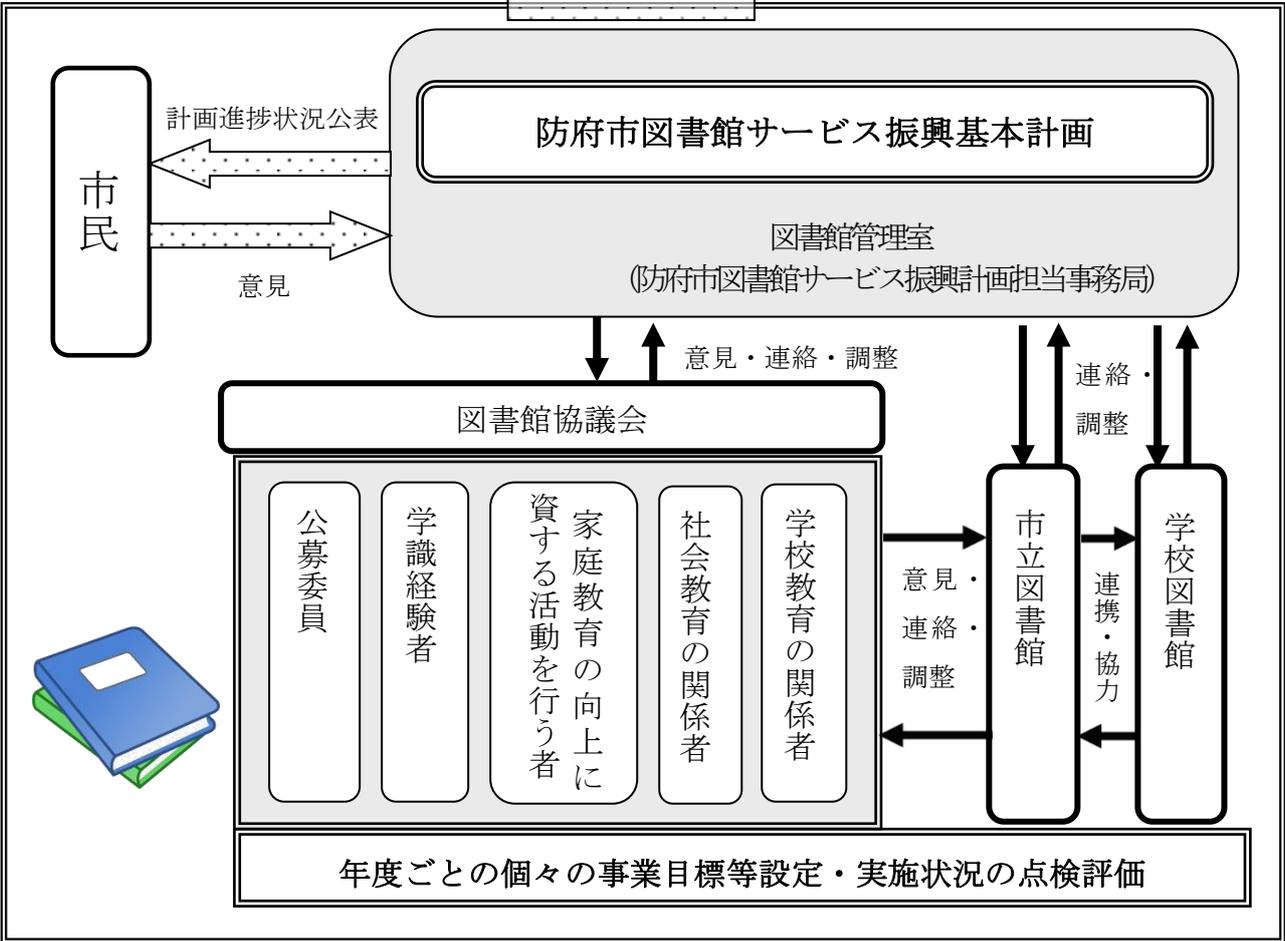
「私たちの目指す図書館像 — 防府図書館の任務と目標 —」の理念のもとに



推進体制図



推進



資料編

- ★ 防府図書館75年の歩み
- ★ 関係法令（●日本国憲法【抄】 ●図書館法 ●著作権法【抄】）
- ★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言
●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）
- ★ パブリックコメントのまとめ
- ★ 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

★防府図書館75年の歩み

1941（昭和16）年4月1日、篤志家上山満之進の寄附により前身の防府市立三哲文庫が開館して以来、防府図書館は常に多くの人々の善意・厚志と支援・協力で支えられながら運営を続けてきました。こうした有志市民の支えやボランティア活動の蓄積無くして、今日の防府図書館のサービスは無かったと言っても過言ではありません。

開館65周年にあたる2006（平成18）年11月1日、防府図書館は防府駅てんじんぐち再開発ビルに全面移転しました。三哲文庫から数えて三代目の図書館です。

そして、平成28年4月1日から、防府図書館は公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者として、その管理運営を委ねます。

未来に向かって新たな歴史の一步を踏み出した今、防府図書館75年の歩みを、年表により振り返ってみることにします。

- 1935 昭和10 12-05 上山満之進、文庫（図書館）を新築し防府町に寄附したい旨の覚書を記し、親友兄部敏輔を介して町当局へ申し出る。
- 1935 昭和10 12-15 上山満之進、防府町立図書館建築費として金5万円の寄附を、倉橋亨防府町長あてに正式に申し込む。
- 1935 昭和10 12-18 防府町議会全員協議会、上山満之進からの図書館建築費5万円の寄附採納を決定。
- 1936 昭和11 01-19 上山満之進、文庫（図書館）の設計を、早稲田大学教授・吉田享二（工学博士）に委嘱。
- 1938 昭和13 07-30 上山満之進、没。享年68歳。
- 1940 昭和15 02-08 上山満之進の遺志を継承した嗣子上山勝と甥の小野幸吉の手により、防府市藤本町に三哲文庫起工。
- 1940 昭和15 12-20 三哲文庫竣工。延べ床面積、本館467平方メートル、別に書庫が198平方メートル。

- 1941 昭和 16 03-30 防府市立三哲文庫の開館式挙行。
- 1941 昭和 16 04-01 防府市立三哲文庫開館。蔵書冊数約 3, 500。上山満之進関係の文書類・遺品等については、寄贈と寄託とに分けられた。文庫長、小野幸吉（名誉職）。
- 1941 昭和 16 06-30 防府史料第 1 輯発行。「三田尻宰判孝義録」ほか。防府郷土史料保存会刊。
- 1942 昭和 17 04-01 三哲文庫敷地内に上山満之進翁記念碑が完成し、除幕式が行われる。開館 1 周年記念式。「三哲文庫の栞」発行。蔵書冊数、約 12, 700。あわせて防府郷土史料保存会総会。
- 1944 昭和 19 03-21 三坂圭治が上山満之進から編纂を委嘱された『防府の今昔』脱稿。防府市に寄贈される。
- 1946 昭和 21 06-24 三哲文庫に保管中の市内各学校の勅語謄本を、占領軍情報部が接收。
- 1946 昭和 21 08-10 防府市立三哲文庫を防府市立防府図書館と改称。
- 1946 昭和 24 10-25 屋上に天体望遠鏡設置。
- 1951 昭和 26 03-25 『防府の今昔』（三坂圭治・著）発行。ガリ版刷り製本。防府市立防府図書館刊。
- 1952 昭和 27 05-01 「防府市立防府図書館要覧」を発行。開館時間、8 時 30 分より 17 時まで。日曜日は 8 時 30 分より 12 時まで。休館日は月曜日・祝日・年末年始。閲覧停止日は月末整理日・10 月の曝書期間 7 日。館外貸出制限、1 回 1 冊、7 日以内。
- 1953 昭和 28 01-15 『防府地形の変遷』（御園生翁甫・著）発行。防府市立防府図書館刊。
- 1959 昭和 34 07-00 華浦地区婦人会読書会発足。

- 1963 昭和 38 03-00 防府図書館のリーフレット作成。開館時間、本館は8時30分より17時まで。児童室は13時より17時まで。ただし、日曜日
は本館・児童室ともに8時30分より12時まで。休館日は月曜日・祝日・年末年始。閲覧停止日は、月末整理日・10月の曝書
期間7日。蔵書冊数は、32,678冊（昭和38年1月31日
現在）。館外貸出制限、1回1冊、1週間以内。
- 1966 昭和 41 03-01 防府史料第9輯発行。「右田毛利家十二冊記録」「木村豊平拾遺和
歌集」。この輯より防府市教育委員会（防府図書館）刊となる。
- 1967 昭和 42 01-00 富海むつみ会（読書会）発足。
- 1967 昭和 42 12-15 『防府の今昔』市制施行三十周年記念事業、明治百年記念特集と
して再刊。
- 1968 昭和 43 01-23 防府史談会発足。
- 1968 昭和 43 05-00 市内各地区市役所出張所内に分館（現地域文庫）設置。
- 1968 昭和 43 11-28 日本図書館協会主催「公共図書館振興プロジェクト」共同協議に
参加。（応募した全国の図書館の中から、一定水準以上の条件を
満たした5館【『上田市立』『七尾市立』『日野市立』『平塚市立』
「防府市立』が選ばれ、上田市で開催された。11月30日まで。
- 1968 昭和 43 11-30 牟礼読書会さといもグループ発足。
- 1971 昭和 46 04-01 防府市読書グループ連絡協議会発足。
- 1971 昭和 46 09-10 第1回「本を読む市民のつどい」開催。防府市読書グループ連絡
協議会主催。テキスト「阿部一族」「雁」「舞姫」（森鷗外）。
- 1971 昭和 46 11-10 第1回「文学史跡散歩」。防府市読書グループ連絡協議会主催。
「津和野路」。
- 1971 昭和 46 11-30 防府史談会の年刊機関誌『佐波の里』創刊。

- 1973 昭和 48 09-06 防府市読書グループ連絡協議会の年刊機関紙『くすの実』創刊。
- 1973 昭和 48 10-26 第 1 回「文化講演会」『中国見たまま思うままー太田静一』。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1978 昭和 53 05-00 防府市母親クラブ連絡協議会、防府市読書グループ連絡協議会に加入し、読書推進活動を開始。
- 1981 昭和 56 05-06 「文学セミナー」開講。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1981 昭和 56 05-20 桑山二丁目 1 番 1 号に新図書館が竣工。旧図書館の老朽化に伴う新築移転。延べ床面積、約 2, 992 平方メートル。
- 1981 昭和 56 07-30 機能を全面移転し、新図書館が開館。開館記念式典挙行。開館時間、9 時より 17 時まで。ただし、日曜日と第 3 日曜日の前日の土曜日は 9 時より 12 時 45 分まで。休館日は月曜・第 3 日曜日（翌日月曜日は開館）・祝日・年末年始。閲覧停止日、月末整理日・10 月の曝書期間 7 日以内。蔵書冊数、97, 773 冊（昭和 56 年 3 月 31 日現在）。館外貸出制限、1 人 2 冊まで、2 週間以内。
- 1982 昭和 57 03-30 『佐波の里』第 10 号において「上山満之進特集」が組まれる。
- 1982 昭和 57 04-00 卯の花読書会発足。
- 1982 昭和 57 04-01 重度身体障害者に対する図書郵送貸出サービス開始。
- 1982 昭和 57 07-14 主催講座「読書会」開講（毎月 1 回）。
- 1982 昭和 57 07-30 主催講座「古典を味わう会」開講（毎月 1 回）。初年度は「方丈記」。
- 1983 昭和 58 04-00 古文書を読む会発足（毎月 1 回）。
- 1984 昭和 59 05-12 図書館主催「かみしばい」開始（毎月 1 回）。後の「えほんのじかん」

- 1984 昭和 59 12-01 第 1 回「万葉の旅」。防府市読書グループ連絡協議会主催。「明日香・山の辺の道」
- 1986 昭和 61 03-13 第 1 回「児童文学講演会」『子どもと読書—矢崎節夫』。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1986 昭和 61 04-00 おはなしグループ森のくまさん、おはなしボランティア活動開始（当初は「おはなし会」を毎月 1 回）。
- 1987 昭和 62 04-01 「防府図書館講座だより」ほか防府図書館の広報記事を月刊タウン紙『ふれあい防府』（防府商工会議所発行）に連載開始。1988 年 5 月終刊。
- 1987 昭和 62 04-00 かすが文庫発足。
- 1987 昭和 62 05-01 月例資料展示開始。第 1 回は「和漢三才図会展」。
- 1987 昭和 62 10-01 『としょかんこどもしんぶん』創刊（当初は隔月刊）。
- 1987 昭和 62 11-05 特別展示「上山満之進翁五十回忌展」開催。学習室。12 日まで。
- 1987 昭和 62 11-20 第 1 回「講座研修旅行」。徳山市～鹿野町。
- 1988 昭和 63 08-22 夏休み図書館主催行事「手作り絵本講習会」開始。
- 1988 昭和 63 09-01 『ほうふ図書館だより』創刊（月刊）。
- 1988 昭和 63 09-01 1 階展示ロビーにおいて、第 1 回作品展覧会「水墨画展」開催。
- 1988 昭和 63 10-07 主催講座「俳句入門」開講（初年度は毎月 2 回。翌年度から毎月 1 回）。
- 1988 昭和 63 11-05 おはなしグループ森のくまさん、「昔話を楽しむ会（ストーリーテリング）」を始める。図書館での定例お話ボランティア活動が

毎月2回になる。

- 1988 昭和 63 11-10 主催講座「文章入門」開講（毎月2回）。
- 1989 平成 01 02-10 主催講演会「山根基世の放送うらばなし」開催。山根氏初の故郷防府での講演会。
- 1989 平成 01 04-08 防府市に寄託されていた光田健輔の遺品類が、正式に寄贈される。市長室から図書館へ移管。
- 1989 平成 01 04-14 「万葉集講座」開講。防府市読書グループ連絡協議会主催（毎月2回）。
- 1989 平成 01 05-01 『ほうふ図書館だより』に「防府方言あれこれ」連載開始。以後毎号、防府方言に関する記事を掲載（2006年4月号まで）。
- 1989 平成 01 05-20 第1回「春風亭正朝落語会」開催（防府図書館主催）。
- 1989 平成 01 08-02 夏休み図書館主催行事「子ども一日図書館員」開始。
- 1990 平成 02 01-19 梁川福心氏より寄附されたCDとカセットテープのソフト・館内試聴設備・CD架等からなるAVコーナーを設置。CD・カセットテープの館外貸出と館内試聴サービス（6ブース）を開始。
- 1990 平成 02 03-22 「文章入門講座」の文集『和』第1号発行。
- 1990 平成 02 06-07 防府ライオンズクラブより図書配付車の寄附を受ける。図書館駐車場にて受納式挙行。
- 1990 平成 02 07-13 防府ライオンズクラブ寄贈の図書配付車に「ぶんちゃん」の愛称。公募選考の結果決定。尾中美鈴氏・作。車体横の「ぶんちゃん」のデザインは、画家・下尾周男氏が寄贈。
- 1990 平成 02 08-29 夏休み図書館主催行事「動植物名まえ調べ」開始。当初は、防府市理科教育研究会と共催。

- 1990 平成 02 10-17 防府市読書グループ連絡協議会 20 周年記念展開催。1 階展示ロビー。30 日まで。
- 1991 平成 03 03-16 防府郷土研究グループ連絡会発足。
- 1991 平成 03 03-31 「俳句入門講座」の文集『希』第 1 号発行。
- 1991 平成 03 04-27 防府歴史と考古学の会、防府図書館での学習活動を開始。
- 1991 平成 03 05-17 図書館句会(なごみ句会)発足。
- 1991 平成 03 06-07 防府図書館開館 50 周年を記念して、キャッチフレーズを「であいの広場ほうふ図書館」とすることに決定。公募選考の結果。山本むつ子氏・作。
- 1991 平成 03 09-21 NHK 山根基世アナウンサーから寄附されたレーザーディスクソフト及びテレビ設備による、レーザーディスクの館内視聴サービスを開始。
- 1991 平成 03 10-27 防府図書館開館 50 周年を記念して、第 1 回「図書館まつり」を開催。
- 1991 平成 03 12-01 コンピュータシステム起動。館外貸出制限を、図書 5 冊まで、視聴覚資料 2 点までに緩和。蔵書冊数、163,849 冊(平成 4 年 3 月 31 日現在)。
- 1992 平成 04 02-08 第 1 回「大人のためのおはなし会(ストーリーテリング発表会)」陽だまりの会主催。
- 1992 平成 04 08-06 山口歴史研究会発足。
- 1992 平成 04 12-00 太海商事より寄附された液晶ビジョン設備による「少年少女映画鑑賞会」「名画鑑賞会」をそれぞれ月例で開始。
- 1993 平成 05 02-01 防府図書館イメージソング詞発表。「図書館通り」「いつでも・ど

こでも」「ぶんちゃんは走る」。横田淳子氏・作。

- 1993 平成 05 03-05 「大村能章遺品展」開催。2階展示コーナー。30日まで。
- 1993 平成 05 04-10 図書館短歌会発足。
- 1993 平成 05 05-01 休館日を、原則として月曜・祝日・月末にする。それまでの日曜午後休館、第3日曜休館を廃して、開館時間を拡大・統一。
- 1994 平成 06 02-01 「羽仁吉一展」開催。2階展示コーナー。26日まで。羽仁吉一は、防府出身の出版人・ジャーナリスト・教育者。婦人之友社・自由学園などを、妻もと子とともに創立。
- 1994 平成 06 03-18 防府友の会・婦人之友社からの寄附により、郷土コーナーに「羽仁吉一・もと子コーナー」を設置。
- 1994 平成 06 11-15 防府友の会、防府図書館での家事家計講習会（年1回）を開始。
- 1995 平成 07 02-12 写団フォト・カプセル、防府図書館での月例会を開始。
- 1995 平成 07 04-00 短歌入門講座発足。
- 1995 平成 07 07-15 防府史談会、シンポジウム「歴史博物館に何を期待するか」を開催。
- 1996 平成 08 04-04 音声訳入門講座発足。
- 1996 平成 08 05-25 子どもの本を読む会発足。
- 1996 平成 08 07-00 7月・8月の2ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長し18時閉館とする（試行）。
- 1997 平成 09 04-04 音訳ボランティアグループ、あいの会発足。対面朗読サービス開始。
- 1997 平成 09 07-00 7月・8月の2ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長

し18時閉館とする（試行）。

- 1997 平成 09 08-03 わくわく科学教室（年2回）を開始。防府科学を楽しむ会主催。
- 1997 平成 09 09-06 図書館フレンズの会発足。図書館ボランティア。
- 1998 平成 10 03-01 「上山満之進関係資料展」開催。2階展示コーナー。29日まで。
- 1998 平成 10 04-00 音訳ボランティアグループ、あいの会、録音図書製作を開始。
- 1998 平成 10 06-04 エッセイや日記を楽しむ会（「つれづれの会」）発足。
- 1998 平成 10 07-00 7月・8月の2ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長し18時閉館とする（試行）。
- 1998 平成 10 07-30 夏休み図書館主催行事「ステンシル教室」開始。指導は防府友の会。
- 1998 平成 10 08-00 エッセイや日記を楽しむ会（「つれづれの会」）、会員のエッセイ作品集第1号を発行（月刊）。
- 1998 平成 10 08-20 防府歴史と考古学の会、年刊機関誌『歴考』創刊。
- 1998 平成 10 08-22 夏休み行事「親子歴史教室」開始。防府史談会主催。
- 1999 平成 11 07-01 火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長し18時閉館とする。月末整理日を月例整理日（毎月第1木曜日）に変更（試行）。
- 2000 平成 12 01-10 朗読劇ボランティアグループ、さざなみ21発足。
- 2001 平成 13 03-20 開館以来、防府図書館に上山家より特別寄託されていた「上山満之進遺品遺稿」が正式に防府市に寄贈される。
- 2001 平成 13 04-01 おはなしボランティアグループ、おとぎの泉、防府図書館での月例活動を開始。

- 2001 平成 13 05-23 防府友の会より資料展示ケース 2 台の寄附を受け、防府出身羽仁吉一関連写真等の常設展示を開始。
- 2001 平成 13 07-31 視覚障害者室内に防音録音用ブース設備一式設置。音訳ボランティアグループが録音図書製作用として使用開始。
- 2001 平成 13 12-05 図書館コンピュータシステム更新。利用者開放インターネットサービス開始。専用パソコン 2 台設置。インターネットホームページ開設。館外貸出制限を、図書 10 冊まで、AV 2 点までに緩和。
- 2002 平成 14 04-01 「防府市立防府図書館の組織等に関する規則」の一部（館の分掌事務）について、図書館業務の現状に鑑み、実情に即した規定とするため規則を改正。
- 2002 平成 14 07-10 音訳ボランティアグループあいの会、製作録音図書の防府図書館への寄贈を開始。第 1 作は『種田山頭火の妻「咲野」』。
- 2002 平成 14 10-22 図書館長補佐を団長とする防府市青年交流団が春川市立図書館を訪問。前日の市長表敬訪問の際正式に提案した図書館資料の交換について、具体的に協議。資料交換協定締結に向けての両図書館交流開始を決定。
- 2003 平成 15 02-22 おはなしボランティア養成講座開設（4 回シリーズ）。
- 2003 平成 15 04-01 火曜日～金曜日の開館時間を 18 時までとし、月例整理日を毎月第 1 木曜日とすることについて、試行を止め、正式に規則を改正。
- 2003 平成 15 04-22 大韓民国江原道春川市立図書館と資料交換協定締結（防府図書館において）。
- 2003 平成 15 07-29 第 1 回「あつまれげんキッズ」防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 2003 平成 15 10-12 防府図書館の新イメージソング「ことばの森」、第 13 回「図書館まつり」開会式で発表。作詞・作曲は大井しげる氏。

- 2004 平成 16 01-00 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府市内の狛犬』を編集発行。
- 2004 平成 16 02-04 駅北再開発ビル3階に全館移転することが、正式に決定。防府駅てんじんぐち市街地再開発組合設立認可書伝達。
- 2004 平成 16 03-00 和楽奏人和夢発足。和楽器演奏とお話の会。図書館のほか、学校・幼稚園・公民館・その他諸々の施設で「音楽と語りのコンサート」を開催。
- 2004 平成 16 09-15 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会(愛称・サークレン)発足。
- 2004 平成 16 12-19 旧三哲文庫・旧華南図書館相伝資料等、防府図書館旧蔵未整理資料のデータ作成・マーク化完了。上山満之進関係の資料は、上山文庫として登録。
- 2005 平成 17 02-22 防府中央ライオンズクラブより図書配付車の寄附を受ける。市役所玄関前で受納式挙行。
- 2005 平成 17 04-17 防府図書館64年の歩みについての講演会開催。防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会と防府史談会の共催。
- 2005 平成 17 05-00 自由律俳句講座、こども自由律俳句講座発足。
- 2005 平成 17 07-27 おはなしボランティア養成講座修了生による、幼児対象のおはなしの会「おはなしでんしゃ」発足(毎月2回)。
- 2005 平成 17 09-30 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、『図書館セミナー講演録収載集』を発行。
- 2005 平成 17 10-01 学校図書館を考える会・防府発足。
- 2006 平成 18 02-14 カネボウ株式会社より、同社防府工場旧蔵・小山敬三画伯作「鐘紡防府工場遠景」の寄贈を受ける。市長室で受納式挙行。カネボウの防府市からの撤退にあたり、市が同社へ寄贈を申し入れた。

11月1日開館の新図書館に展示することが決定。小山敬三画伯は文化勲章受章者。

- 2006 平成 18 04-00 色いろおはなし工房発足。パネルシアター、ペープサート作品作りの会。
- 2006 平成 18 06-30 新館への移転準備作業に入るため、桑山二丁目の図書館を閉館。25年の歴史に幕を閉じる。
- 2006 平成 18 09-12 新築成ったルルサス防府(栄町一丁目5-1)に開館準備中の新図書館1階図書返却ボックス内に、「市井の一市民」を名乗る匿名の寄附金200万円が投げ込まれる。帯の付いた200万円は、防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会が前年9月に発行した『図書館セミナー講演録収載集』専用の封筒に、寄附の趣旨を書いた手紙と一緒に同封してあった。児童図書の購入に充てることを決定。
- 2006 平成 18 09-00 「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」を制定。
- 2006 平成 18 11-01 機能を全面移転し、栄町一丁目5-1 ルルサス防府3階に新図書館開館。延べ床面積、約3,527平方メートル。開館記念式典挙行。上山満之進翁胸像除幕式(防府ゴールデンライオンズクラブより寄贈)。祝日開館実施。開館時間、9時30分より19時まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日は9時30分より17時30分まで。休館日は火曜日・年末年始。閲覧停止日、月例整理日(毎月第1木曜日)・10月と3月の蔵書点検期間各2日以内。蔵書冊数、約320,000冊。館外貸出制限、1人10冊・視聴覚資料2点まで、2週間以内。
- 2006 平成 18 11-02 新図書館開館を記念し、市内の篤志家より、図書購入費として金5,000万円の寄附を受ける。
- 2007 平成 19 02-24 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会より、「ズッコケ三人組」パネルが寄贈される。エントランスホールに設置。

- 2007 平成 19 03-02 市内の篤志家より図書購入費として受けた寄附金 5, 000 万円をもとに、防府市図書館振興基金を設立。
- 2007 平成 19 03-00 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府の鳥居』を編集発行。
- 2007 平成 19 05-28 防府図書館を応援する市民有志の会より、募金活動で集められた金 100 万円の寄附を受ける。図書購入費として寄附採納。
- 2007 平成 19 10-13 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、「愛情防府フリーマーケット」に初めて参加。古本リサイクル市を開催。
- 2007 平成 19 11-01 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、『防府図書館とともに歩むサークル活動記録集』を発行。
- 2008 平成 20 07-01 窓口業務を(株)図書館流通センターに業務委託。(平成 23 年 6 月 30 日まで)。将来の指定管理者制度導入も視野に入れての業務委託開始。
- 2009 平成 21 05-11 将来の市立図書館と学校図書館のオンライン・ネットワーク・システム構築を目指し、市内学校図書館の蔵書データ入力作業に着手。
- 2010 平成 22 03-31 防府市子ども読書活動推進計画策定。
- 2011 平成 23 02-00 学校図書ボランティアネット・防府発足。学校図書ボランティアの研修会や情報交換会を定期的に行う。
- 2011 平成 23 06-11 第 1 回「子ども読書フェスティバル」開催。
- 2011 平成 23 07-01 窓口業務等及び移動図書館車運行業務を(株)図書館流通センターに業務委託。(平成 27 年 3 月 31 日まで)。将来の指定管理者制度導入も視野に入れての業務委託継続。
- 2011 平成 23 07-01 こども図書コーナーに児童サービス専用カウンターを設置。

- 2011 平成 23 09-01 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府霊場八十八カ所めぐり』を編集発行。
- 2011 平成 23 11-02 移動図書館車「わっしょい文庫」運行開始。3, 500冊積載。6コース29ステーションでスタート。車両は防府信用金庫より寄贈を受ける。本館・移動図書館同時交信システムを導入。
- 2012 平成 24 11-01 将来の市立図書館と学校図書館のオンライン・ネットワーク・システム構築を目指し、大道小学校・牟礼小学校をモデル校として、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2012 平成 24 11-15 上山満之進翁を顕彰し三哲文庫の事績を後世に継承するための費用として、市内の篤志家より金1,000万円の寄附を受ける。
- 2013 平成 25 04-23 防府図書館が子どもの読書活動の実践において優れた効果をあげたことにより、文部科学大臣表彰を受ける。
- 2013 平成 25 07-00 第1回「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」作品募集開始。
- 2013 平成 25 09-01 残りの小学校15校に、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2013 平成 25 10-00 指定管理者制度導入・業務委託継続・完全直営のそれぞれを視野に入れた、具体的な調査・研究・検討に着手。
- 2013 平成 25 10-19 上山満之進翁展示コーナーをエントランスホールと展示室内に設置。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てて整備。
- 2014 平成 26 03-13 上山満之進翁関係資料及び防府史料を、デジタルブックとしてホームページ上に公開。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てる。
- 2014 平成 26 08-08 平成28年度からの指定管理者制度導入に向けての方針を決定。

- 2014 平成 26 09-01 市内全中学校 10 校に、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2014 平成 26 12-08 防府市立防府図書館指定候補者選定委員会設置。
- 2015 平成 27 03-25 防府市議会本会議において、防府市図書館設置条例の全部改正（防府市図書館設置及び管理条例の制定）、防府市立防府図書館指定管理経費が可決。
- 2015 平成 27 03-31 防府市図書館規則を全部改正し、防府市図書館設置及び管理条例施行規則を制定。
- 2015 平成 27 03-31 第 2 次防府市子ども読書活動推進計画策定。
- 2015 平成 27 03-31 『防府図書館の前身「三哲文庫」創設者 上山満之進略伝』（パンフレット）発行。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てる。
- 2015 平成 27 08-06 第 3 回防府市立防府図書館指定候補者選定委員会において、公益財団法人防府市文化振興財団が指定候補者に選定される。
- 2015 平成 27 09-03 防府市議会本会議において、防府市立防府図書館の指定管理者の指定についての議案が可決。公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者に指定。
- 2015 平成 27 12-17 防府市と公益財団法人防府市文化振興財団とが、防府市立防府図書館の管理に関する基本協定書を締結。
- 2016 平成 28 01-31 蔵書冊数、約 442,000 冊。
- 2016 平成 28 03-31 『上山満之進の思想と行動』発行。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てて発行。
- 2016 平成 28 03-31 防府市図書館サービス振興基本計画策定。

★関係法令

●日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

●図書館法

昭和25年4月30日法律第118号

改正:平成23年12月14日法律第122号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

② 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- ② 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- ③ 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

② 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

② 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

② 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定

めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

② 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

② 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

② 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

●著作権法(抄) 第31条 (図書館等における複製)

昭和45年5月6日法律第48号
改正:平成26年6月13日法律第69号

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

★図書館に関する宣言・綱領など

●図書館の自由に関する宣言

1954年 全国図書館大会採択

1979年 日本図書館協会総会改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもってしようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
 3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
 4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

●図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

★パブリックコメントのまとめ

平成 28 年 1 月 5 日から 2 月 5 日の間、市民の皆様からパブリックコメントを募集した結果、1 名の方から 3 件の御意見が寄せられました。その概要は下記のとおりです。

<意見への対応区分>

A:意見を受けて加筆・修正をした。 B:事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とする。
C:既に記載済みまたは対応済み D:意見を反映することが困難 E:その他

項目：第 2 章 施策の方向と具体的な取組

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応区分
1	学校図書館をはじめとして「子ども読書活動」の推進に、実績ある職員の配置をお願いしたい。	27・29～31 ページに記載しておりますように、子どもの読書活動を推進するために、配置職員の研修強化に取組みます。	C
2	防府図書館は、上山満之進の寄附により開館した歴史を持ち、貴重な資料も所蔵されていると聞く。そのような、地域資料を収集・保存する体制を継承しなければならない。また、資料に精通した職員の育成も急務だと思う。	14・15・24・25 ページに記載しておりますように、地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供し、レファレンス・サービス充実のための職員研修の強化に努めます。	C

項目：第 3 章 計画の推進体制

3	図書館協議会の委員には、ある程度図書館に関する知識があり、図書館についてしっかり学習し、議論できる人を選んでほしい。	図書館協議会の委員については、図書館法第 14 条～16 条、及び図書館法施行規則第 12 条に基づき任命しますが、36 ページに記載している事柄が円滑に推進できるよう、御意見を参考にします。	C
---	--	--	---

★防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

(平成27年度)

	所 属	氏 名
学校教育関係者	防府市中学校長会・小学校長会	内田 陽三（牟礼中学校）
	防府市学校司書	田中 美穂子
社会教育関係者	防府市青少年育成市民会議	河村 龍彦
	学校図書ボランティアネット・防府	新田 康子
家庭教育関係者	防府市PTA連合会（中学校）	堀越 政美
	防府市PTA連合会（小学校）	中村 顕
学識経験者	山口県立大学教授	安光 裕子【副会長】
	元山口県図書館協会会長	藤村 聰【会長】
行政関係者	教育委員会教育部教育総務課長	山内 博則
	教育委員会教育部学校教育課長	時乗 順一郎
	教育委員会教育部生涯学習課長	福江 博文
公募	公募委員	土井 としみ
	公募委員	安田 榮子
事務局	教育委員会教育部次長	赤松 英明
	教育委員会教育部次長兼図書館長	森川 信夫

防府市図書館サービス振興基本計画

平成28年（2016年）3月31日発行

編集者 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会事務局
〒747-0035
山口県防府市栄町一丁目5番1号 ルルサス防府3階
防府市立防府図書館内
TEL(0835)-22-0780 FAX(0835)-22-9916
Email info@library.hofu.yamaguchi.jp

発行者 防府市教育委員会